



基安安発 1112 第 2 号  
令和 3 年 11 月 12 日

建設業労働災害防止協会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

### 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底について

平素より、建設業における労働災害防止について、格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 10 月 27 日に岐阜県内の山岳トンネル工事現場において切羽の肌落ち災害（死亡者 1 名、負傷者 1 名。以下「本件災害」という。）が発生したところです。

本件災害については、災害発生原因の詳細は調査中ではありますが、切羽における同種災害の防止を図る必要があります。

つきましては、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成 28 年 12 月 26 日基発 1226 第 1 号。以下「ガイドライン」という。）に基づく肌落ち災害防止対策が徹底されるよう改めて周知するとともに、特に下記に留意されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1 切羽の立入禁止措置（ガイドライン第 5 の 1 関係）

ガイドラインでは、切羽への労働者の立入りを原則として禁止し、真に必要な場合にのみ立ち入らせることとしていること。

このため、「真に必要な場合」の判断基準を定めるとともに、労働者を切羽に立ち入らせる場合の安全確保対策をあらかじめ策定し労働者に周知徹底すること。

##### 2 肌落ち防止計画の作成（ガイドライン第 5 の 2 関係）

ガイドラインでは、肌落ち防止計画を定めるとともに、これに基づく作業手順書を作成することとしていること。

このため、作業手順書等を労働者に周知徹底するとともに、ずい道等の掘削作業主任者は作業手順書等に基づき作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業手順書等に基づき作業が行われるよう直接指揮を行うこと。

### 3 肌落ち防止計画の実施及び変更（ガイドライン第5の3関係）

ガイドラインでは、切羽の調査結果及び地山等級の査定結果、その他の情報から作成した肌落ち防止計画によって十分な肌落ち対策ができないおそれがあると認められる場合には、元請事業者は、発注者及び設計者と十分検討を行い、肌落ち防止計画を適切なものに変更することとしていること。また、元請事業者は変更した肌落ち防止計画を関係労働者に確実に周知することとしていること。